

「木造住宅耐震診断士講習会」（令和８年５月１３日（水））質疑回答

一般診断法

1	Q	接合部の仕様は、一般診断（非破壊調査）では確認できないと思うのですが、これを判断するポイントがあれば教えて下さい。 これまでは、昭和５６年以前と思うと、おおむね接合部Ⅳ（ほぞ差し・釘打ち・かすがい等）としていました。
	A	一般診断法は現況調査に基づいて耐震診断を行う必要があります。一方で非破壊による目視調査となり、全ての個所を直接確認することは現実として難しいと考えられますが、できるだけ現状を把握するため、床下、天井裏、小屋裏などから目視、計測して仕様を判断するようにしてください。 なお、区に報告される耐震診断では、数値的根拠はありませんが、昭和５６年以前の建物の場合は、接合部Ⅳのケースが多いようです。

診断プログラム

1	Q	区の耐震診断業務は、いつから２１年度版ではなく２５年度版での審査となりますか？ 診断プログラムのソフトの発売は２０２７年夏になるようですが。
	A	「２０２５年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会／耐震改修支援センター）」にも記載がありますが、２０１２年版の診断法についても、大臣認定は有効であり、引き続きご利用いただけることとなっております。 区の耐震診断につきましても、同様に旧版を活用頂くことは問題ありませんが、新しい改訂版の考え方に十分配慮頂いた耐震診断を行うようお願いいたします。また改定された内容での診断プログラムのソフトへの切り替えは可能な限り速やかに行うようお願いいたします。

講習会への参加ありがとうございました。